**第４号議案　コミュニティーセンター運営管理規定の一部改正の件**

松ケ丘コミュニティーセンターの全面改修に伴い鍵の適正管理が必要となったため、下記の通り運営管理規定を改正したいので承認を求めます。

記

松が丘コミュニティーセンター運営管理規定改正案

第3章使用基準

5. 団体、クラブの認定

⑴定期または頻繁に集会所の使用を希望する団体、クラブは、定期使用の許可、使用の申し込みを簡略化するため、松が丘住民の団体、クラブであることを連合自治会の集会所担当役員に文書で提出し連合自治会の認定を受ける。

~~⑵定期使用を行う団体、クラブの代表者には鍵の管理の煩雑さを省くため、集会所の鍵を貸与する。~~

~~⑶認定を受けた団体、クラブは、毎年4月名簿及びカギの借用証を、管理人に提出する~~

6. 使用時間

使用時間は原則として午前~~７~~９時から午後~~11~~９時までとする。

ただし、特定使用についてはこの限りでない。

以上